

# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
20	福祉医療費関係事務 基礎項目評価書

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

高島市は、福祉医療事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

なし

## 評価実施機関名

滋賀県高島市長

## 公表日

令和7年6月13日

# I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	福祉医療制度等に関する事務
②事務の概要	<p>行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)および高島市福祉医療費助成条例、高島市老人福祉医療費助成条例、高島市重度心身障害老人等福祉助成費助成要綱、高島市精神障害者精神科通院医療費助成事業実施要綱、ならびに高島市子ども医療費助成条例の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。</p> <ol style="list-style-type: none"><li>1. 福祉医療費に関する事務</li><li>2. 老人福祉医療費助成に関する事務</li><li>3. 重度心身障害老人等福祉助成に関する事務</li><li>4. 精神障害者精神科通院医療費助成に関する事務</li><li>5. 高島市子ども医療費助成に関する事務</li></ol>
③システムの名称	・福祉医療費システム ・国保総合システム ・高額療養費支給システム ・番号連携サーバー ・中間サーバー ・宛名システム ・個人住民税システム ・住民基本台帳システム
2. 特定個人情報ファイル名	
・受給者台帳情報ファイル ・給付情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	・番号法 第9条第2項 ・高島市個人番号の利用に関する条例第4条第2項別表中欄第1項、第2項、第3項、第4項、第5項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[ 実施する ] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	・番号法第19条第9号
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	市民生活部 保険年金課
②所属長の役職名	課長
6. 他の評価実施機関	
なし	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	総務部 総務課 滋賀県高島市新旭町北畑565番地 電話:0740-25-8538
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	

連絡先	市民生活部 保険年金課 滋賀県高島市新旭町北畠565番地 電話:0740-25-8137
9. 規則第9条第2項の適用	[ ]適用した
適用した理由	

## II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人か	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和7年4月1日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[ 500人未満 ] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和7年4月1日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[ 発生なし ] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

## III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

## IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[ 基礎項目評価書 ]	<選択肢>	1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要なない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[ ○ ]委託しない
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)		[ ○ ]提供・移転しない
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[ ]接続しない(入手) [ ]接続しない(提供)
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

## 7. 特定個人情報の保管・消去

特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[      十分である      ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
-----------------------------	---------------------	---

## 8. 人手を介在させる作業

[      ]人手を介在させる作業はない

人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[      十分である      ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠		マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドラインの留意事項等を遵守し、マイナンバーを取得する際には、原則、申請者から提供を受け、記載されたマイナンバーに誤りがないか確認を行っている。

## 9. 監査

実施の有無	[ <input checked="" type="radio"/> ] 自己点検	[ <input checked="" type="radio"/> ] 内部監査	[      ] 外部監査
-------	---	---	---------------

## 10. 従業者に対する教育・啓発

従業者に対する教育・啓発	[      ] 十分に行っている	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
--------------	-------------------	---

## 11. 最も優先度が高いと考えられる対策

[      ] 全項目評価又は重点項目評価を実施する

最も優先度が高いと考えられる対策	[ 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 ]  <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発
当該対策は十分か【再掲】	[      ] 十分である  <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	自序システムにおいて、必要最低限の人数、参照範囲となるよう、職員のアクセス権限を設定している。 アクセス権限の所有者は、ID、パスワード等を適切に管理している。

变更箇所